

まちなかにぎわいパートナー事業 ガイドブック

令和5年3月制定
令和5年4月改訂
令和5年7月改訂
令和5年11月改訂
令和6年3月改訂
令和7年2月改訂

西尾市産業部商工振興課

まちなかにぎわいパートナー事業とは

本事業は、西尾市の中心市街地活性化を目的する社会実験として令和4年5月よりスタートしました。

まちなかにおけるにぎわい創出を図る事業者や団体の方を「まちなかにぎわいパートナー」として登録し、西尾駅周辺の公共空間で広く市民や来訪者を対象とした事業を実施していただく際に、西尾市商工振興課がワンストップ窓口となり、公共空間の使用や情報発信の支援を行い、パートナーと市の双方が連携することで、「集い留まりたくなる魅力あるまちなか」、「活躍の場となる自由なまちなか」をともに目指していくものです。

西尾市公式ウェブサイト「まちなかにぎわいパートナー事業」

(<https://www.city.nishio.aichi.jp/shisei/machi/1008986/1009541.html>)

1. 本ガイドブックについて

本ガイドブックは、まちなかにぎわいパートナー事業について定めたものです。ご利用に際しては、本ガイドブックの内容を十分にご理解いただき、遵守するとともに、西尾市の指示に従ってください。

2. 制度概要

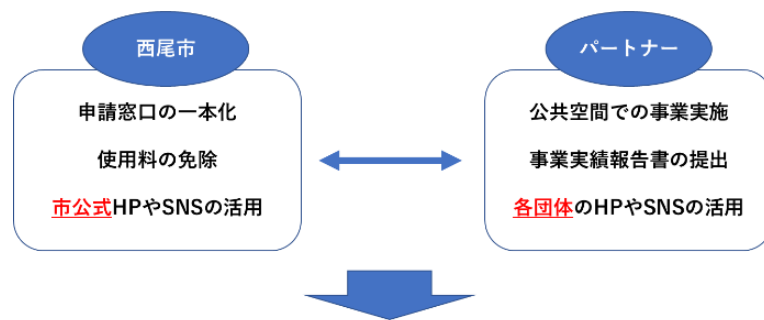
(1) 基本情報

実施可能な事業内容	広く市民や来訪者の方が参加できる事業内容(営利活動可能)
使用料	免除
使用場所	西尾駅周辺の公共空間(3. 使用できる公共空間を参照)
利用可能時間	8:00～21:00 (設営・撤去時間 7:00～22:00)
利用申請	利用受付可能日:令和8年3月31日まで(市主催事業等実施日を除く) 受付実施期間:月間で最大4日間 ※利用受付不可日:12月29日～1月3日

(2) 役割

市の役割(支援内容)	● 申請窓口の一本化 ● 使用料の免除 ● 情報発信 ・市公式ウェブサイトにて事業ごとに紹介ページ(LP)の開設 ・市公式 LINE にて事業開催の告知 ・公共施設への告知ポスター掲示および配布(要事前申出) ※告知ポスター等は、主催者で印刷して、事業実施の原則2週間前に商工振興課の窓口にお持ちください。 ● 備品の貸与(要事前申出)
パートナーの役割	● 公共空間での事業実施 ● 事業実績報告書の提出 ● 情報発信(主催者のウェブサイトや SNS 等を通じた告知)

双方連携のイメージ



にぎわいのあるまちなか

事業を実施された結果、「公共空間(ハード面)」および「本制度(ソフト面)」の使い心地や改善点等を事業実績報告書として報告いただき、より活動しやすい空間づくりに反映させていきます。

3. 使用できる公共空間

(対象施設一覧)

施設名称	所管課	主な特徴			
		施設	電源	給水	車両の配置
西尾駅東駅前広場※	公園緑地課	屋外	×	×	○
西尾駅西多目的防災広場※	公園緑地課	屋外	×	×	×
みどり川左右岸 (左岸緑地、コミュニティ道路)	公園緑地課	屋外	×	×	○
おいでつき (西尾駅東歩行者通路の一部)	地域つながり課	屋内	○	×	×
再開発事業用地	都市計画課	屋外	×	×	○

※ 西尾駅東駅前広場再整備工事に伴い、以下の施設は**利用停止**となります。

- ・西尾駅東駅前広場: 令和 7 年 4 月 30 日まで利用可能。以降、利用停止。
- ・西尾駅東駅前広場(西尾駅東歩行者通路下): 令和 7 年度から利用停止。(民間提案事業決定のため)
- ・西尾駅西多目的防災広場: 令和 7 年度から利用停止。



4. 事業の流れ

パートナー登録申請(パートナー)

- 本事業要綱およびガイドブックをご理解いただき、商工振興課商工担当に事前相談の上、まちなかにぎわいパートナー登録申請書(要綱様式第1号)をご提出ください。
- 申請書は、市公式ウェブサイトまたは、商工振興課窓口のものをご記入の上、ご提出ください。
- 下記のいずれかに該当する場合は、登録できません。
 - ①市税等を滞納している場合
 - ②政治活動や宗教活動を目的とする場合
 - ③暴力団その他反社会的団体との関係を有する場合

パートナー登録決定までの目安: 1週間程度



パートナー登録決定(市)

- パートナー登録が決定しましたら、西尾市よりまちなかにぎわいパートナー登録可否決定通知書(要綱様式第2号)を送付します。
- 市公式ウェブサイトにて、パートナーの名称並びに運営するウェブサイトや SNS を公開します。
※登録内容の変更や登録の取り消しを希望する場合は、速やかに申し出てください。



事業申請(パートナー)

(パートナー登録決定後に申請可能となります。)

- 本事業要綱および本ガイドブックをご理解いただいた上で、事業認定申請の電子申請システム(<https://ttzk.graffer.jp/city-nishio/smart-apply/surveys-alias/np-shinsei>)より、原則事業実施の14日前までに申請してください。
※まちなかにぎわいパートナー事業認定申請書(要綱様式第4号)を窓口、またはメールで提出していただいても構いません。
- 必ず誓約書の記載事項についてご理解いただいた上、申請してください。
また、事業認定申請の都度、誓約書に署名し、ご提出してください。
※誓約書は市公式ウェブサイトにてダウンロード、または商工振興課窓口でお渡しします。
電子申請システムでの申請の際は、画面上で誓約していただきます。
- 車両、露店、設置物等の配置・レイアウトを伴う場合、配置・レイアウト図と、出店・出演者等一覧表(事業実施日ごとに各出店者の名称、内容、スタッフ人数が記載されたもの)をご提出ください。
※市公式ウェブサイトに公開されている会場見取り図や、出店・出演者等一覧表を活用ください。
- 楽器演奏や BGM 等の音楽を使用される場合は、事業申請時に必ず申告してください。なお、使用可能な音楽は、「本ガイドブック 6. 音楽の使用について」をご覧ください。
- 備品の貸与を希望される場合は、必ず事業申請時に申し出て、西尾市の指示に従ってください。
- その他ご不明な点がございましたら、事前に商工振興課へご相談ください。



事業審査・事業認定決定(市)

- 申請書等を受領後、申請内容等の確認・審査を経て事業認定決定となりましたら、まちなかにぎわいパートナー事業認定可否決定通知書(要綱様式第5号)を送付します。
※申請内容等に疑義があった場合や調整が必要な場合は、別途ご連絡します。
- 事業認定決定後、市公式ウェブサイト LP を開設します。また、市公式 LINE は、「週末～翌週のイベント情報」として配信します。(配信日:実施前の水曜日正午)
※市が行う情報発信に対して、掲載内容や配信案等の指示事項がありましたら、あらかじめご連絡ください。

事業内容の変更・中止(パートナー)

- 申請内容に変更がある場合や事業を中止する場合は、事業実施の3日前までに必ず申し出てください。
- 暴風警報の発令等災害が発生している場合は、事業を中止してください。
- 事業内容の変更や中止が生じた場合は、必ず主催者の SNS 等で周知を行ってください。※市公式 LINE による開催中止の告知は行いません。

事業の実施(パートナー)

- 使用する施設ガイドブックの内容に遵守して、事業を実施してください。
- 事業実施日は、まちなかにぎわいパートナー事業認定可否決定通知書を必ず携帯してください。
- 設営から撤去までの安全管理等は、主催者が行ってください。
- 事件・事故・苦情等が発生した場合や悪天候等で事業実施中にやむを得ず事業を中止する場合、速やかに商工振興課または市職員に報告してください。
- 音楽を使用する場合は、事業実施前に市職員が複数の地点で音量、振動を計りますので、必ず指示に従ってください。

事業終了後(パートナー)

- 認定を受けた事業の完了の日から 1 か月以内に事業実績報告の電子申請システム (<https://ttzk.graffer.jp/city-nishio/smart-apply/surveys-alias/np-jisseki>) より、報告してください。
※事業実績報告書(要綱様式第 6 号)を窓口、またはメールで提出していただいても構いません。
- 報告いただく主な内容(必須)は下記のとおりです。
 - ①来訪者数
 - ②売上データ(非営利事業は対象外)
 - ③来訪者のご意見(使用した公共空間と本制度に関するご意見)
 - ④主催者・出店者のご意見(使用した公共空間と本制度に関するご意見)
 - ⑤記録写真(事業実施の様子がわかる写真)
※実績報告いただけないパートナーは、次回以降の使用を制限する場合があります。



5. 主催者責任について

- 施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、人身事故および物品等の盗難、破損等のすべての事故・事故について、その責は主催者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。
- 保険の加入等により賠償能力を有する等、最大限の予防策を講じてください。

6. 音楽の使用について

- 楽器演奏やBGMなどで音源を使用する場合、ベース音や打楽器など大きな音や振動を発生する種類のものは禁止とします。
- 事業で音楽を使用する場合は必ず事前に申告してください。事業実施日までに申告のない音楽の使用は認めません。万が一、音楽の使用が発覚した場合は即時事業を中止していただきます。
- 使用する施設の敷地外に音が漏れていることを確認した場合は即時事業を中止していただきます。

7. 関係法令等の遵守

事業実施にあたり、食品衛生法をはじめ関係法令等を遵守し、関係機関等への必要な届出・許可申請等は、主催者があらかじめ手続きを行ってください。

(関係機関等への主な届出)

届出の種類	担当部署	備考
露店等の開設届出書	西尾市消防本部 警防担当 (0563-56-2110)	火器使用を伴う屋台(1台以上)およびキッチンカー(2台以上)等のイベントを実施するときは、事前に届け出てください。
火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書	西尾市消防本部 警防担当 (0563-56-2110)	煙や火災を発生させる等の行為をする場合は、事前に届け出ください。 (各施設とも原則火気厳禁のため、事業申請の際に市へ相談すること)

※その他関係する機関で必要な手続きを行ってください。

8. その他注意事項

(1) 事業実施にあたって

- 事業実施する際は、常にまちなかの公共空間であることを意識していただき、近隣住民の方に騒音や振動等で迷惑をかけないようにしてください。
- 西尾市から指示があった場合は必ず従ってください。

(2) 登録・許可の取り消し、利用の停止

次の事項に該当する場合は、登録・許可の取り消しおよび利用の停止を言い渡す場合があります。

- 本事業要綱およびガイドブックの規定に違反していると認められる場合
- 登録申請書や実績報告書等に虚偽を記載、またはその事実が発覚した場合
- 「市有財産有効活用民間提案制度」による事業や市主催事業等が実施される場合
- 不測の事故、災害等不可抗力により施設の利用が不可能となった場合
- 過去の主催者および出店者等にルール違反等があり改善が認められない場合

お問い合わせ

西尾市商工振興課

住 所 西尾市寄住町下田22番地(西尾市役所2階)

電 話 0563-65-2168

F A X 0563-57-1322

メー ル shoko@city.nishio.lg.jp